

よ。都道府県に四千億、市町村に六千億、十分の十ですから。

効果については両方の意見があつたように聞いておりますが、それを今回についてもお出しになることの検討をされているかどうか、されていな

いんなら、これからするお考えあるかどうか。聞きますと、全国知事会もそれを要望しているようですよ。要望している割には、私はもっと運動せにやいかぬと思うんですけれども、それは不十分のようですが、いかがですか。

○國務大臣(高市早苗君) リーマン・ショックの際には、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の措置がとされました。

最近の地方側の動きでございますが、まず、この二十三日に全国知事会長、全国市長会会長、それから全国町村会会长が、今後の新型コロナウイルス感染症対策についてというものを作成しておられ、そこでは、国の経済対策に呼応して、地方公共団体がその実情に応じた地域振興策を積極的に行なうことができるようにするための裁量度が高い財源措置の創設について言及しておられます。

それから、続いて二十四日には全国知事会から関係各省庁に対して、このリーマン・ショック時ににおいて実施した地域活性化・経済危機対策臨時交付金のような、自由度が高く、地方負担を軽減し、基金造成が可能な、柔軟な交付金制度の創設について御要望があつたと承知をしております。いずれにしましても、これから政府として取りまとめる経済対策に向けましては、総務省として取り組んでまいります。

○片山虎之助君 今、与野党が協議会をつくっていますよね、この関係の。私、大変いことだと思つんですが、そこでのいろんな議論や各党個別の発表を聞くと、何兆円、何兆円と、何とかのたたき売りじやないんですが、大変威勢がいいあれ

なんですね。自身もきちっとまた詰めながらやつていけばいいんで。まあ額を出すのも必要なんですよ、安心させるためには。しかし、順次こうしていくというようなことも必要なんで、宮下副大臣はそのため今日来ているんで、その辺の具合いかがですか。

○副大臣(宮下一郎君) 片山委員おっしゃるとおり、今の危機をしっかりと受け止めた上で、それに対応できる政策を取りまとめることが必要だと考

えます。

お話の協議会を通じた各党の皆様の御議論をいただいたことも受け止めつつ、もちろん片山委員の御指摘も含めてしっかりと受け止め、この難局を乗り越えるための方策について具体的な検討を急いでまいりたいと考えております。

○片山虎之助君 もつと私は都道府県や市町村を使つた方がいいと思いますよ。大きい方針は国が出す、きちんと押さえるところは押さえる。あとは、権力を行使するようなことは、やはり地方団体を中心とした方が納得がいくんですよ。昔から知識的集権、権力的分権という言葉があるんですね。国は知見や情報やいろんなことを教えて、地方に、権力を持つて使うのは、ある程度教えたことに基づいて地方にやらせるというのがうまいことになるんじゃないかなうかと、こう思います。

コロナバーカスは国難ですから、国難に対するようにひとつよろしくお願ひいたしたいと思います。宮下副大臣はもう。

○委員長(若松謙維君) 宮下内閣府副大臣、御退席して結構です。

○片山虎之助君 それで、地方税法の前回質問をましては私から答弁させていただきます。

令和二年度の税制改正では、東京オリンピック競技大会を含む国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手について、新たにゴルフ場利用税の非課税措置を講ずることとしております。地方財政の厳しい状況や、地方団体から現行制度堅持の強い要望をいただいてまいりましたので、総務省としてはこのゴルフ場利用税について今後とも堅持するべきと考えております。

○片山虎之助君 ゴルフ場はどうですか。

○國務大臣(高市早苗君) ゴルフ場利用税につきましては私から答弁させていただきます。

ところが、平成の合併はそういうじゃないんですけれど、守りの合併なんですよ。これから人口が減っていく、少子高齢化になっていく、ある意味では経済も相対的に弱くなつていく。その中で、基礎的な自治体で国民のための基礎的なサービスをどうやって守つていくかと、そのためには強く

度、使つていない人というか、固定資産税は持つている人が払うんですよ。普通は。ところが、持つている人じゃなく、使つている人に払わせるような制度を入れたんですね。これは簡単に言

うとどういうことなのかというのが一つと、それからもう一つ問題になったのは、ゴルフ場利用税ですね。オリンピックやるスポーツなのに税金取るのかと、こういう議論で、これは長い沿革とそれだけの理由があるんですけども、まあ二重課税だといえども、それは、消費

税も取つているんだから。しかし、それはまた一方では地方にも言い分があるんで、そこのところのこの接点はどうなっているのか、御回答ください。

○政府参考人(開田英之君) お答えいたします。今回導入いたしますみなし所有者課税についてござりますけれども、現行の規定でも、災害等の事由によって所有者が不明である場合にみなし所有者課税というのがございますが、その考え方と同様に、所有者の所在が明らかでない場合に、現実にその資産を使用収益している方がいる場合には、実質的にはその使用者が固定資産の利益を享受しているということに着目しまして、課税の公平性を図る観点から応分の負担を求めるということをすることとするという制度でございま

す。

○片山虎之助君 ゴルフ場はどうですか。

○國務大臣(高市早苗君) ゴルフ場利用税につきましては私から答弁させていただきます。

令和二年度の税制改正では、東京オリンピック競技大会を含む国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手について、新たにゴルフ場利用税の非課税措置を講ずることとしております。地方財政の厳しい状況や、地方団体から現行制度堅持の強い要望をいただいてまいりましたので、総務省としてはこのゴルフ場利用税について今後とも堅持するべきと考えております。

なお、令和二年度予算税制改正大綱の検討事項からは、ゴルフ場利用税については今後長期的に検討するといった項目があつたのですが、今回、三年ぶりに削除されたと承知をいたしております。

○片山虎之助君 税を払わなくてもいい特例を相当広げましたのでね、まあこれで一段落と、こういうことだと思いますね。しばらくこの状況が続いた方が私もいいと思いますので、是非ひとつよろしくお願ひいたします。

それで、今日は合併特例法なので、平成の大合併といつたら私も当事者、あるいは、ある意味では被告というのかね、皆さんにいろいろ言われる方ではないかと、こういうふうに、今いろいろ思つてます。ただ、実態がどうだったかといふことは、今までに我が国の歴史で大きい合併三回あります。昭和の大合併、昭和の大合併、平成の大合併です。明治の大合併は、近代国家になるために基礎的な自治体の骨格をきちっとつくったんですね。それまでは、市町村といつても戸籍か何かやつているだけの、本当に市町村じゃなかつたんです。昭和の大合併は、戦後の民主主義を入れてがらがらと変わった中で市町村を使うという、そういう合併だったんです。しかも、日本が伸びていているだけの、本当に市町村じゃなかつたんです。昭和の大合併は、戦後の民主主義を入れてがらがらと変わった中で市町村を使うという、そういう合併だったんです。しかも、日本が伸びていくときです、経済も人口も。だから、攻めの体制をつくるための合併だった。

ところが、平成の合併はそういうじゃないんですけれど、守りの合併なんですよ。これから人口が減っていく、少子高齢化になっていく、ある意味では経済も相対的に弱くなつていく。その中で、基礎的な自治体で国民のための基礎的なサービスをどうやって守つていくかと、そのためには強く

強くせぬ方がいいんですよ、小さくした方がいい